

平成 26 年 天草市農業委員会第 12 回総会議事録

平成 26 年 12 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センター展示ホールに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（30 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	稲田秀敏君
3 番	川原昭雄君	4 番	川口直君
5 番	武内正俊君	6 番	君
7 番	佐々木碩哉君	8 番	中村三千人君
9 番	-	10 番	江良邦勝君
11 番	浦上廣幸君	12 番	山本友保君
13 番	-	14 番	福本富人君
15 番	山下和弘君	16 番	川峯正美君
17 番	川崎眞志男君	18 番	森岡一正君
19 番	黒川紀世子君	20 番	橋本正寛君
21 番	宮崎義一君	22 番	森下雅成君
23 番	滝下清三郎君	24 番	君
25 番	君	26 番	柴田眞一君
27 番	山本隆久君	28 番	松岡健吾君
29 番	君	30 番	小川浩治君
31 番	松原高弘君	32 番	松川兼光君
33 番	君	34 番	倉田喜一君
35 番	池田裕之君	36 番	梅田良二君
37 番	君	38 番	本田実君

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（6 名）

6 番	森本文隆君	24 番	山田勝彦君
25 番	前田達也君	29 番	小堀田幸一君
33 番	戸谷泰典君	37 番	平岡秀樹君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	森内健二	局長補佐	林泰裕
主幹	瀧本由一	参事	藤崎眞二
主査	寺澤大介		

4、議事日程

開 会

日程第 1 議事録署名委員の指名について

日程第 2 議第 64 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 3 議第 65 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 4 議第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 5 議第 67 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

日程第 6 議第 68 号 非農地通知書交付申請について

日程第 7 報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。ただいまから平成 26 年第 12 回総会を開会致します。携帯電話をお持ちの方はマナーモードに切り替えをお願いします。それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さんこんにちは。今年もあと残すところ一週間となりましたけれど、お忙しい中にご出席いただき、ありがとうございました。今年一年を振り返ってみますと、私達農業委員会の継続とか農政改革について大きく議論された一年だったと思います。そういう中で今月 3 日に園田代議士の事務所上天草市の会長・局長と苓北町の会長と一緒に農業委員会の組織制度改革に関する要請をして参りましたので、ご報告致します。まず選任制移行にあたって公選制と同等の代表制にすること、が第一点でございます。第二点は委員数の必要数の確保についてです。その他予算の確保等 5 項目を盛り込んだ要請書を提出致しました。ご報告に代えて挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、本日もご審議の程よろしくをお願いします。

○事務局（森内健二君） ありがとうございます。本日は 6 名から欠席の届出が出ておりますが総会は成立しております。それでは議事の進行は会長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、21 番、宮崎義一委員、22 番、森下雅成委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 64 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より各申請案件について、一括して説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②③をご覧ください。1 番について説明します。宮地岳町の譲受人は本渡町の譲渡人より、宮地岳町の畑 501 ㎡を贈与により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。

2 番について説明します。下浦町の譲受人は熊本市の譲渡人より、志柿町の畑 549 ㎡を売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件

には該当しておりません。申請地には柿・果樹を栽培される計画です。

○事務局（瀧本由一君） 3番について説明します。五和町の譲受人は、東京都の譲渡人より、五和町の田1筆1,141㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、たばこを栽培される計画です。

○事務局（藤崎眞二君） 4番について説明します。倉岳町の譲受人は、愛知県一宮市と熊本県東区の譲渡人より、倉岳町の畑225㎡を、売買により取得したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には、野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） それでは1番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○16番（川峯正美君） 16番、川峯です。3条の1番について説明致します。申請地については事務局の説明のとおりです。譲受人は公務員で土曜日曜日に農業をされておられます。譲受人は地域の中山間地の会計の責任者も務められ地域のまとめ役をされており、後2年で公務員は退職になられます。退職後は農業に専念されるそうです。場所は国道266号線を牛深方面に走りまして豆木場という地区の少し入ったところになります。野菜を作られる予定です。問題ないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番につきまして担当委員より説明をお願いします。

○28番（松岡健吾君） 28番、松岡です。2番についてご説明致します。場所は志柿町にあります知ヶ崎団地から山手の方に入ったところになります。現在耕作されている畑になります。そこを下浦の譲受人が買われます。譲受人は20代です。建築業との兼業農家になります。ずっと農業もやっていきたいということで、ここに五和にある柿を植えたいと言っていました。なんら問題はないかと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に3番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○7番（佐々木碩哉君） 7番、佐々木です。3番についてご説明します。場所は城河原1丁目の県道付近にある田園地帯にあります。譲渡人は天草出身ですが、現在は東京に住まわれてこちらにはおりません。譲受人は現在煙草を耕作されております。申請地も借りて栽培されておりました。今度譲渡人が処分したいという話になったので、申請に至りました。なんら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に4番につきまして、担当委員より説明をお願いします。

○2番（稲田秀敏君） 2番、稲田です。4番についてご説明します。申請地の場所は倉岳小学校付近になります。経営規模拡大ということで農地を取得されて耕作されるとのこと。なんら問題ないと思いますが、よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第65号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。

1 番について説明します。熊本市の申請人は、太陽光発電施設を設置したいため、五和町の畑 1 筆 878 m²を転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○7 番（佐々木碩哉君） 7 番、佐々木です。1 番について説明します。場所は旧城河原小学校のすぐ近くでございます。申請者は現在熊本に住んでおられますが、休みの日には天草に帰ってきて、田あるいは畑を耕作されていらっしゃいます。申請地は申請人の実家のすぐ上でございます。普段は草払いをして管理をされているところです。ただ遊ばせておくよりかはいいのではないかとということで転用申請されました。区長さんの同意や隣接者からの同意も出ておりますので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第 4、議第 66 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） 引き続きお手元の資料②③④及び前方のスクリーンをご覧ください。1 番について説明します。鹿児島県阿久根市の借受人は太陽光発電施設を設置するため、鹿児島県阿久根市の貸渡人から下浦町の田 900 m²を使用貸借により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第 2 種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。既に造成してあるため、始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○28 番（松岡健吾君） 28 番、松岡です。1 番について説明致します。場所は本渡東中学校付近の国道沿いにあります。以前は田でしたが、現在埋め立ててありますので、始末書が添付されています。譲受人は元々天草におられましたが、現在鹿児島へ転居されております。スクリーンでご覧のとおり、国道のすぐ横になります。申請地の奥や周囲はすぐ山になり、農地はありません。経済産業省の通知書とか必要書類は全て添付されてあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に2番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤崎眞二君） 2番について説明致しますが、2番と3番が同じ内容で同じ借受人でございますので、一括して説明させていただければと思いますけれど、会長、いかがでしょうか。

○議長（鶴田雄士君） はい。

○事務局（藤崎眞二君） ありがとうございます。それでは、2番について説明します。本町の借受人は、病院の職員用駐車場としたいため、本町の貸渡人から、本町の畑172㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

3番について説明します。本町の借受人は、病院の職員用駐車場としたいため、東町の貸渡人から、本町の畑518㎡を賃借権により借り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっております、基準に適合しています。なお、一部を通路として使用していたため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○34番（倉田喜一君） 34番、倉田です。事務局から説明がありましたように2番と3番を一括して説明致します。借受人は病院施設を運営しており患者さんが増え、職員も増えたため駐車場がどうしても足りないということで、病院の南側の山手を切り開いて駐車場を作るということです。周囲はほとんど山となっております影響はないと思います。よろしく審議をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に4番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 4番について説明します。合志市の譲受人は、太陽光発電施設を設置したため、久玉町の譲渡人から、久玉町の畑1筆978㎡を贈与により譲り受け、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○10番（江良邦勝君） 10番、江良です。4番について説明致します。場所は久玉町にある大の浦バス停の北側に位置します。太陽光発電施設を建設し売電したいとのことですが、隣接所有者からの同意や区長からの排水同意もとっており、何も問題ないと思われま。ご審議をよろしくをお願いします。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 5番について説明します。天草町の譲受人は、椎茸栽培用地としたため、天草町の譲渡人から、天草町の田1筆48㎡を贈与により取得し、転用したいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地となっております。一般基準については記載のとおりとなっており、基準に適合しています。既に整地してあるため、始末書が提出されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原でございます。この場所は天草町の下田南にある国道付近にあります。付近の田はほ場整備してあるわけでございます。譲受人と譲渡人は親子関係で

あり、譲受人が天草に帰ってきたわけでございます。帰ってきたからには何かせないかんと
いうことで椎茸栽培をしようということになったそうです。よろしくご審議をお願い致しま
す。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありません
か。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に6番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 6番について説明します。天草町の譲受人は、太陽光発電施設を設
置したいため、天草町の譲渡人から、天草町の畑1筆869㎡を売買により譲り受け、転用し
たいというものです。資料③の農地法許可基準に照らした結果、農地区分は第2種農地とな
っております。一般基準については記載のとおりとなっております。基準に適合しています。以
上です。

○議長（鶴田雄士君） 次に担当委員より説明をお願いします。

○3番（川原昭雄君） 3番、川原です。6番につきまして、ご説明を致します。場所は天草町
高浜の公民館付近でございます。ちょっと登ったところでございますけれども、農地として
はあまりいいところではない場所ですけれど、太陽光発電ならば日照関係等適しておるだろ
うということで申請されています。ご審議をよろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありません
か。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程第5、議第67号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積
計画についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局（瀧本由一君） 議第67号について説明します。資料②の4ページからご説明致し
ます。1番、2番の所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が17件、再設定の計
画が8件、合計で27件、総面積は114,085㎡となっております。なお、4ページに上程して

おりますのが所有権移転の計画でございますが、1番については、田2筆、畑11筆、親子間での贈与となります。

1番の譲受人(あっせん候補者)ですが下浦町で「果樹」栽培を中心に行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地で、水稻、果樹栽培を行なわれる計画です。

2番については、市道に面した農地で、1筆あたり72万円で取引される予定です。2番の譲受人(あっせん候補者)ですが栖本町で「葉タバコ」の栽培を行なっている認定農家です。本市「農地移動適正化あっせん基準」に適合し「あっせん譲受等候補者名簿」にも登録されております。取得後は申請地で水稻を作付けされる計画です。

以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人並びに農業生産法人以外の法人であり、審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員からの補足説明はありませんか。

(ありませんの声あり)

○議長(鶴田雄士君) それでは、ただいま説明がありました所有権移転2件、利用権設定25件につきまして質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので、本件は計画のとおり決定致します。

○議長(鶴田雄士君) 日程第6、議題68号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

○事務局(瀧本由一君) 議第68号について説明します。資料②の12ページからご説明致します。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町外10件、総面積は14,699㎡となっております。担当農業委員、事務局職員で現地確認を実施し、13ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) それでは、1筆ごとにスクリーンで映しますので、その時にご意見を伺いたいと思います。

○事務局(瀧本由一君) ただいまのスライドは、資料②12ページの、1番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②12 ページの、2 番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②12 ページの、3 番、佐伊津町の申請地です。

ただいまのスライドは、資料②12 ページの、4 番から 11 番、下浦町の申請地です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） 以上について、説明のとおり認定することにご異議はありませんか。
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので、1 番から 3 番までを山林、4 番から 11 番までを原野として認定致します。

○議長（鶴田雄士君） 日程 7、報告事項について事務局より各種の届けがあったものについて報告をお願いします。

○事務局（藤崎眞二君） 報告事項につきましては、農地利用形状変更届けが楠浦町から 1 件あり盛り土をして田から畑に変更したいというものです。許可不要転用届は本渡町の畑の一部を耕作用の通路として利用するものでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 26 年天草市農業委員会第 12 回総会を閉会致します。

午後 2 時 40 分 閉 会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 宮崎義一

署名委員 森下雅成

